

陳 情 文 書 表

(子ども若者はぐくみ局)

受理番号	1345	受理年月日	令和5年12月15日
件名	保育士配置基準の引上げ及び労働条件改善による保育士増員の要請		
要旨	<p>保育所は、子育て家庭を支える施設であり、幼い子供の発達を保障し、命を守るための不可欠な社会資源となっている。</p> <p>保育所の機能拡充が進む一方で、職員配置や施設基準の改善は進まず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大している。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。</p> <p>政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして、こども未来戦略方針を2023年6月13日に閣議決定した。その中で、75年ぶりの配置基準改善として、(1) 1歳児の子供6人に対し保育士一人の基準を5対1にする、(2) 4・5歳児の基準を子供30人に対し保育士一人の基準を25対1に改善することが盛り込まれた。しかし、その内容については、以下の理由から問題がある。</p> <p>1 改善をいつ実施するか明示していない問題 方針に配置基準改善の内容は明記されたものの、その実施時期は明示されなかった。現場の厳しい状況を踏まえれば、改善は迅速に行われるべきである。</p> <p>2 基準の改善ではなく、実施施設が限定される加算対応という問題 国の児童福祉施設の設備及び運営の基準を改定するのではなく、公定価格上の加算での対応となるのが、2023年4月11日付けの小倉将信こども政策担当大臣による記者会見でも明言されている。加算対応では、全ての施設が対象にならない。全ての子供に等しい条件で保育を保障するためにも、基準の改定が求められる。</p> <p>3 更なる改善が求められる問題 今回示された改善項目は、かつて2010年代の社会保障と税の一体改革の際に先送りされたものにすぎない。世界に目を向ければ、4・5歳児の配置基準は、フランスのパリ市で15対1、スウェーデンのストックホルム市は18対3（実質6対1）などであり、日本の基準は非常に後れた状況にある。今回の改善提案にとどめず、更なる基準引上げが課題である。</p> <p>4 保育士確保のためにも、その労働条件の改善が求められる問題 基準を改善しても保育士が確保できないとの指摘がある。基準改善を実効性のあるものにし、各施設で増員が図れるようにするために、全産業の平均賃金を下回っている保育士の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善が必要である。方針では、職員の更なる処遇改善を検討するとの表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題である。</p> <p>こども未来戦略方針で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進と言えるが、確実に実施させるためには、国への更なる働き掛けが必要である。</p> <p>ついては、国に対して、子供のために保育士配置基準の引上げと労働条件改善による保育士増員を求める意見書を提出することを願う。</p>		
陳情者			
回付委員会	文教はぐくみ委員会		